



島根県報

平成20年3月28日(金)
号外第22号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則	(経営支援課)	1
貸金業法施行細則の一部を改正する規則	(")	1

公布された条例等のあらまし

島根県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則(規則第27号)

1 規則の概要

商工労働部経営支援課の名称を同部中小企業課に改めることとした。(第9条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則(規則第28号)

1 規則の概要

(1) 貸金業に係る事業報告書の副本等の提出部数について定めることとした。(第2条関係)

(2) 商工労働部経営支援課の名称を同部中小企業課に改めることとした。(第3条関係)

(3) 閲覧時間の改正(第4条関係)

2 施行期日

平成20年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第27号

島根県中小企業調停審議会規則の一部を改正する規則

島根県中小企業調停審議会規則(昭和57年島根県規則第13号)の一部を次のように改正する。

第9条中「商工労働部経営支援課」を「商工労働部中小企業課」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

貸金業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第28号

貸金業法施行細則の一部を改正する規則

貸金業法施行細則（昭和58年島根県規則第77号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 省令第26条の29第2項の規定により知事に提出する事業報告書の副本の部数は1部とし、同条第3項の規定により知事に提出する参考書類の部数は2部とする。

第3条中「商工労働部経営支援課」を「商工労働部中小企業課」に改める。

第4条中「午前9時から午後5時まで」を「午前8時30分から午後5時15分まで」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。